

児童相談所開設に伴う条例制定の基本方針について

(付議の要旨)

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、必要となる条例の制定にあたっての区の基本的な方針を定めたので、報告する。

1 主旨

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、必要となる条例の制定にあたっての区の基本的な方針を定めたので、報告する。

2 児童相談所の開設に伴い制定を行う条例【別紙参照】

- ① 世田谷区児童相談所設置条例
- ② 世田谷区児童福祉審議会条例
- ③ 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ④ 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ⑤ 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ⑥ 世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例

※①～⑥はいずれも令和元年第3回区議会定例会において提案するものであり、本日の本委員会において議案として提出している。

3 適切な事業執行に向けた実施体制整備や基準等の定めについて

次のとおり、事業執行に向けた実施体制整備や基準等を定めることにより、区への円滑な移行と、区の実情に即した適切な事務事業の運営を図るものとする。

(1) 施設の人員、設備、運営等の参酌基準

条例において定める基準のうち、区の裁量により定めることができるとされている基準（「参酌すべき基準」）については、東京都の事務の継続性や、区民・事業者への影響等を考慮し、東京都と同一の基準とする。

<例>

- ・児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室等の床面積等、設備に関する基準
- ・児童福祉施設における児童・妊産婦等の適切な処遇の確保及び秘密の保持、安全の確保、健全な発達等、運営に関する基準（以上、世田谷区児童福祉施設の設備

及び運営の基準に関する条例)

- ・指定障害児入所施設における指定入所支援の取扱方針に関する基準
- ・指定障害児入所施設における運営規程に関する基準（以上、世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）
- ・指定障害児通所支援事業所における指導、訓練等に関する基準
- ・指定障害児通所支援事業所における健康管理に関する基準（以上、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）

(2) その他の規定

その他、委員の選任数など、事務事業の運営にかかる規定項目については、都及び他自治体の事例や、当区において想定される事務の件数等を考慮のうえ、定めるものとする。

<例>

- ・児童福祉審議会の委員の選任数、任期に関する規定（世田谷区児童福祉審議会条例）
- ・小児慢性特定疾病審査会の組織に関する規定（世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例）

4 その他

(1) 子どもの最善の利益の確保に向けた今後の条例整備について

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化することを踏まえ、児童相談所開設に伴い制定を行ういずれの条例においても、子どもの最善の利益が常に守られるよう、見直しを図るものとする。

(2) 事務処理特例事務にかかる都との調整について

都は、児童相談所設置市事務として区に移管する「児童福祉施設の認可等に関する事務」と一体的に処理することが効率的との判断から、現在、都で実施している認定こども園にかかる事務について、事務処理特例事務として特別区に移管する方向で特別区長会と調整を進めており、当該事務が都から移管された場合、以下の対応を行う。

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）」第3条による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の制定、及び第13条による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定を行う。
- ・認定こども園法第25条の定めにより、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置く必要があることから、区においては、認定こども園法の定める「審議会その他の合議制の機関」として、児童福祉審議会を位置づけることとし、都区協議の結果を待って、条例改正等の必要な対応を行う。